



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和4年11月28日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 5 9 号	美濃加茂市手数料の特例に関する条例について	1
議第 6 0 号	定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について	2
議第 6 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	5
議第 6 2 号	美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第 6 3 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	9
議第 6 4 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 6 5 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 6 6 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議第 6 7 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
議第 6 8 号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	1 9
議第 6 9 号	美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	2 3

◎ 制定の趣旨及び条例の概要

現在、住民票の写し等の証明書については、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等で設置されている多機能端末機（マルチコピー機）により、交付申請をすることができます（以下「コンビニ交付サービス」という。）。

コンビニ交付サービスにより取得する証明書の交付手数料（現行200円又は450円）を令和5年2月1日から令和6年3月31日までの期間に限り、10円とするものです。対象となる証明書交付手数料は次のとおりです。

- ・住民票写し等交付手数料
- ・戸籍附票写し交付手数料
- ・租税公課証明書交付手数料
- ・印鑑登録証明書交付手数料
- ・戸籍記録事項証明書交付手数料

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和5年2月1日から施行します。

○ 失効

この条例は、令和6年3月31日をもって失効します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）
条例改正に影響する施行日	令和5年4月1日

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

○ 減給の上限額（第4条関係）

減給する場合の基準の給料月額等について、「その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」と明確にするとともに、減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1を超える場合は、当該額を減ずるものとして、減給の上限を定めます。

第2条 美濃加茂市職員の定年等に関する条例の一部改正

○ 目次の新設（目次関係）

定年引上げに伴う各制度の新設を踏まえ、目次を追加します。

○ 管理監督職勤務上限年齢制等の導入等に伴う趣旨の改正（第1条関係）

管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）の導入に関する規定の追加、地方公務員法の改正に伴う条ずれの修正を行うものです。

○ 定年年齢の引上げ（第3条関係）

職員の定年年齢について、60歳から65歳に引き上げるものです。

○ 管理監督職勤務上限年齢制（第6条から第11条まで関係）

- ・ 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を、美濃加茂市職員の給与に関する条例第9条の3に規定する職（管理職手当の支給対象の職）とします。
- ・ 管理監督職勤務上限年齢を60歳とします。
- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たって遵守すべき基準を規定します。

- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について規定します。
- ・ 特例で異動期間の延長等をする場合に、職員の同意を得るよう規定します。
- ・ 特例で異動期間を延長した場合に、異動期間を延長する事由が消滅した場合には、原則どおり監督職勤務上限年齢制による降任をするものとするを規定します。

○ 定年前再任用短時間勤務職員（第12条関係）

60歳に達した日以後に退職した職員を短時間勤務の職（定年前再任用短時間勤務職員）に採用することができる旨規定します。

○ 定年年齢の段階的な引上げ（附則第2項関係）

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年年齢について、2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものです。

○ 定年延長の対象となる職員への情報提供・意思確認（附則第3項関係）

定年延長の対象となる職員に対して、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供し、今後の勤務の意思を確認するよう努めるよう規定するものです。

第3条 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○ 育児休業をすることができない職員の追加（第2条関係）

育児休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢に達した後も特例で引き続き当該管理監督職を占める職員を追加します。

○ 育児短時間勤務をすることができない職員の追加（第10条関係）

育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢に達した後も特例で引き続き当該管理監督職を占める職員を追加します。

○ 部分休業をすることができない職員の追加（第18条関係）

定年前再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員のうち、部分休業をすることができない職員に、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員を追加します。

○ 非常勤職員の部分休業の承認（第19条関係）

定年前再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員の部分休業の承認について、取得できる部分休業の時間を当該非常勤職員の勤務時間に応じて定めることができるよう規定を追加します。

第4条 美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

○ 公益的法人等に派遣することのできない職員の追加（第2条関係）

公益的法人等に派遣することのできない職員に、管理監督職勤務上限年齢に達した後も特例で引き続き当該管理監督職を占める職員を追加します。

第5条 美濃加茂市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

○ 高齢者部分休業を取得することのできる年齢（第2条関係）

高齢者部分休業を取得することのできる年齢を55歳と規定します。

第6条 美濃加茂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正

○ 定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢（第2条関係）

定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員について、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員とあるのを、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員に改正します。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第22項の規定は、公布の日から施行します。

○ 美濃加茂市職員の再任用に関する条例の廃止（第2項）

○ 美濃加茂市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置（第3項から第22項まで）

○ 美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置（第23項）

〔議第 6 1 号〕

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【議案書： 2 1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）
条例改正に影響する施行日	令和 5 年 4 月 1 日

◎ 改正の主な内容

地方公務員法の一部を改正する法律により、新たに定年前再任用短時間勤務職員（60歳以後に退職した職員で本人の意向により短時間勤務で任用する職員）制が導入され、再任用職員制がなくなるため所要の改正を行うものです。

第 1 条 美濃加茂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

○ 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正（第 2 条及び第 4 条関係）

法第 2 8 条の 4、第 2 8 条の 5 及び第 2 8 条の 6 で規定していた「再任用職員」を法第 2 2 条の 4 及び第 2 2 条の 5 で規定する「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第 2 条 美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○ 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正（第 2 条及び第 1 6 条関係）

引用する条項を法第 2 8 条の 5 及び第 2 8 条の 6 から法第 2 2 条の 4 及び第 2 2 条の 5 に改めます。

第 3 条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○ 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正（第 2 条から第 4 条まで、第 1 2 条及び第 1 9 条関係）

法第 2 8 条の 4、第 2 8 条の 5 及び第 2 8 条の 6 で規定していた「再任用短時間勤務職員」を法第 2 2 条の 4 及び第 2 2 条の 5 で規定する「定年前再

任用短時間勤務職員」に改めます。

第4条 美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○ 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正（第3条関係）

引用する条項を法第28条の5第1項から法第22条の4第1項に改めます。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ 経過措置（第2項）

暫定再任用職員のうち短時間勤務の職にある者は、改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における定年前再任用短時間勤務職員とみなします。

◎ 改正の概要

地方公務員法第27条第2項で規定される分限処分のひとつである降給については法律では一切要件を定めておらず、条例で定めることとされているため、定年引上げを機に、降給についての規定を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 目的の改正（第1条関係）

分限については、地方公務員法第28条の規定により、「降任」「免職」「休職」「降給」と定義していることから、まとめて「分限」に改め、第1条の見出しを「趣旨」に改めます。

○ 降任等に該当する事由の明確化（第2条関係）

降任等について、人事評価その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的な事実に基づき、定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務実績が良くないことが明らかなきとし、規定を明確にします。

○ 休職の手続の改正（第3条関係）

休職処分において、職務の遂行に支障があることを判断する医師の人数について、任命権者及び当該職員の同意があれば1人でもよいこととします。

○ 休職の期間の改正（第4条関係）

休職を終了し、復職するにあたり、職務の遂行に支障がないことを判断する医師の人数について、任命権者及び当該職員の同意があれば1人でもよいこととします。

○ 降給の種類追加（第6条関係）

定年引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢による「降任」、職員が60歳以上となり給料月額が60歳時の給料月額の7割水準となる「降給」が導入されたため、降給の種類について規定を追加します。

○ 降格の事由追加（第7条関係）

降格の事由として、降任（現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合）のほか、降格できる事由を規定します。

○ 降号の事由追加（第8条関係）

職員の意に反して降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給

に変更すること) する場合の条件について規定します。

○ **通知書の交付 (第9条関係)**

職員の意に反する降給については、その旨を記載した書面を当該職員に交付することを規定します。

○ **受診命令に従う義務 (第10条関係)**

心身の故障のため分限処分をする場合は、医師の診断を受けるよう命じなければならないため、当該職員がその旨を命ぜられた場合は従わなければならないこと(義務規定)を規定します。

○ **委任 (第11条関係)**

改正前の見出しである「この条例の実施に関し必要な事項」を他の条例に合わせ、「委任」に改めます。

◎ **施行期日等 (附則)**

○ **施行期日 (第1項)**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ **読替規定 (第2項)**

管理監督職勤務上限年齢制が導入されることに伴い、美濃加茂市職員の給与に関する条例についても一部改正されるため、本条例第6条に規定の適用に関して読替規定を設けます。

○ **適用除外 (第3項)**

職員が60歳以上となり給料月額が70%となる「降給」に関しては第9条の規定を適用しないことを規定します。

◎ 改正の概要

学校給食における食物アレルギー対応を学校及び調理場の実情に応じて実施していくために必要な対応方針を策定するため、学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会を設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 別表（第1条—第4条関係） 2 教育委員会の附属機関の改正

教育委員会の附属機関として、美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会を新たに加えます。

※所掌事項 学校給食における食物アレルギー対応方針の策定に関すること

委員の構成 (1) 学校医 (2) 薬剤師 (3) 関係行政機関の職員

委員の定数 10人以内

委員の任期 審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2項）

別表に「美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会委員」を加えます。

※日額 16,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は8,000円、2時間未満の場合は4,000円）

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）
条例改正に影響する施行日	令和5年4月1日

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げるため、関連する部分について、整備を行うものです。

令和4年8月8日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.10月分（再任用職員については0.05月分）引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第3条関係（別表第1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を大卒程度に係る初任給については3,000円、高卒者に係る初任給については4,000円引き上げます。30歳台半ばまでの職員が在籍する号給についても引上げを基本に改定します。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、令和4年度からの勤勉手当の支給月数を年間で0.10月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行4.30月から4.40月に改定し、12月の勤勉手当に加算します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正（第5条の2、第12条、第15条、第19条の3、第20条及び第21条関係）

- ・ 新たに定年前再任用短時間勤務職員（60歳以後に退職した職員で本人

の意向により短時間勤務で任用する職員)の給料月額についての規定を追加します。

- ・ 再任用短時間勤務職員、再任用職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えます。

○ 勤勉手当の引上げ (第21条関係)

令和5年度からの勤勉手当の支給月数を令和3年度と比較して年間で0.10月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を4.40月に改定します(現行4.30月)。引上げ分である0.10月分を6月と12月に0.05月ずつ振り分け、一般職の勤勉手当をそれぞれ1月とします。

○ 60歳到達後の職員の給与水準について (附則第7項から第14項まで関係)

職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、60歳の時の給料月額の7割水準とします。

○ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額 (別表第1関係)

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を規定します。

【参考】 勤勉手当の見直し (一般職)

区 分	現行 (R4.4.1時点)		改正後 (R4.12.1時点)		改正後 (R5.4.1時点)		引上げ分
	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	期 末	勤 勉	
6月 支給割合	期 末	1.20月	期 末	1.20月	期 末	1.20月	
	勤 勉	0.95月	勤 勉	0.95月	勤 勉	1.00月	
12月 支給割合	期 末	1.20月	期 末	1.20月	期 末	1.20月	
	勤 勉	0.95月	勤 勉	1.05月	勤 勉	1.00月	
合 計	4.30月		4.40月		4.40月		0.10月

再任用（一般職）

区 分	現行 (R4.4.1時点)		改正後 (R4.12.1時点)		改正後 (R5.4.1時点)		引上げ分
	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	
6月 支給割合	勤 勉	0. 4 5月	勤 勉	0. 4 5月	勤 勉	0. 4 7 5月	
	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	
12月 支給割合	勤 勉	0. 4 5月	勤 勉	0. 5 0月	勤 勉	0. 4 7 5月	
	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	期 末	0. 6 7 5月	
合 計	2. 2 5月		2. 3 0月		2. 3 0月		0. 0 5月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項及び第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和4年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなします。

○ 経過措置（第4項から第10項まで）

〔議第65号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書：63頁】

◎ 改正の概要

令和4年8月8日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との較差を解消するため、給料表の水準を引き上げる改正を行うものです。

また、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料表の水準の改定（第7条関係（別表））

民間給与との較差を解消するため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

令和4年度からの期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、3.30月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

令和5年度からの期末手当の支給月数を令和3年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、3.30月とし、引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、それぞれ1.65月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R4.4.1時点)	改正後 (R4.12.1時点)	改正後 (R5.4.1時点)	引上げ分
6月支給割合	1.625月	1.625月	1.65月	
12月支給割合	1.625月	1.675月	1.65月	
合 計	3.25月	3.30月	3.30月	0.05月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項、第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和4年4月1日から適用します。

○ 給与の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなします。

〔議第66号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：66頁】

◎ 改正の概要

令和4年8月8日に行われた人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和4年度からの期末手当の支給月数を年間で0.10月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和5年度からの期末手当の支給月数を令和3年度と比較して年間で0.10月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分である0.10月分を6月と12月に0.05月ずつ振り分け、それぞれ2.20月とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R4.4.1時点)	改正後 (R4.12.1時点)	改正後 (R5.4.1時点)	引上げ分
6月 支給割合	2.15月	2.15月	2.20月	
12月 支給割合	2.15月	2.25月	2.20月	
合計	4.30月	4.40月	4.40月	0.10月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項、第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和4年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなします。

〔議第67号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：68頁】

◎ 改正の概要

令和4年8月8日に行われた人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和4年度からの期末手当の支給月数を年間で0.10月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分については、12月の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第5条関係）

令和5年度からの期末手当の支給月数を令和3年度と比較して年間で0.10月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分である0.10月分を6月と12月に0.05月ずつ振り分け、それぞれ2.20月とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R4.4.1時点)	改正後 (R4.12.1時点)	改正後 (R5.4.1時点)	引上げ分
6月 支給割合	2.15月	2.15月	2.20月	
12月 支給割合	2.15月	2.25月	2.20月	
合計	4.30月	4.40月	4.40月	0.10月

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日等（第1項、第2項）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の規定は令和4年12月1日から適用します。

○ 期末手当の内払（第3項）

第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなします。

◎ 改正の概要

令和5年4月から共通納税システムの利用が拡大され、システムのポータルサイトでの電子納付が可能になります。その際、額面金額のみの納付となり、システム上督促手数料等が徴収できなくなり、窓口納付との差が生じ不公平となるため、督促手数料を廃止します。

また、郵便法改正による郵便配達日数の増加に伴い金融機関からの納入状況の確認に時間を要する等により20日以内に督促状を発付できない時期が生じていることから、督促状の発付期限を延長します。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市税条例の一部改正（第1条関係）

市税についての督促手数料の廃止と督促状の発付期限を30日以内とします。

○ 美濃加茂市道路占用料徴収条例の一部改正（第2条関係）

道路占用料についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市水道事業給水条例の一部改正（第3条関係）

水道料金及び分担金の督促については、債権管理条例の例によることとします。

○ 美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正（第4条関係）

税外収入についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて名称の変更と字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正（第5条関係）

農業集落排水事業分担金の督促については、債権管理条例の例によることとします。

○ 美濃加茂市流域関連公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
(第6条関係)

流域関連公共下水道事業受益者負担金についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部改正 (第7条関係)

農業集落排水処理施設使用料の督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 (第8条関係)

特定環境保全公共下水道事業受益者負担金についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 (第9条関係)

家賃についての督促については、債権管理条例の例によることとします。

○ 美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正 (第10条関係)

国民健康保険料についての督促手数料を廃止し、督促状の発付期限を30日以内とします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市介護保険条例の一部改正 (第11条関係)

介護保険料についての督促手数料を廃止し、督促状の発付期限を30日以内とします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市蜂屋川公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
(第12条関係)

蜂屋川公共下水道事業受益者負担金についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。合わせて字句の整理をするものです。

○ 美濃加茂市準用河川占用料等徴収例の一部改正 (第13条関係)

河川占用料についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条

例の例によることとします。

- 美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第14条関係）
後期高齢者医療保険料についての督促手数料を廃止し、督促状の発付期限を30日以内とします。併せて字句の整理をするものです。
- 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正（第15条関係）
保育料についての督促については、債権管理条例の例によることとします。
- 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正（第16条関係）
保育料等についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。併せて字句の整理をするものです。
- 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正（第17条関係）
一時預かり保育料についての督促については、債権管理条例の例によることとします。
- 美濃加茂市債権管理条例の一部改正（第18条関係）
市の債権についての督促状の発付期限を30日以内とします。
- 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正（第19条関係）
利用料についての督促については、債権管理条例の例によることとします。
- 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正（第20条関係）
保育料等についての督促手数料を廃止し、督促については、債権管理条例の例によることとします。併せて字句の整理をするものです。
- 美濃加茂市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第21条関係）
家賃についての督促については、債権管理条例の例によることとします。

◎ **施行期日等（附則）**

○ **施行期日（第1項）**

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

○ **経過措置（第2項から第13項まで）**

令和4年度以前の会計年度に属する市税、道路占用料、税外収入、流域関連公共下水道事業受益者負担金、特定環境保全公共下水道事業受益者負担金、国民健康保険料、介護保険料、蜂屋川公共下水道事業受益者負担金、河川占用料、後期高齢者医療保険料、保育園の保育料等及び認定こども園の保育料等に係る督促手数料については、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例によります。

〔議第 69 号〕

美濃加茂市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

【議案書：87頁】

◎ **廃止の概要**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第83条第3項の規定に基づき市が設置した美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家については、平成23年度から指定管理者による管理運営を行ってきました。

近年、同様の障害福祉サービスを提供する民間事業者が増えてきており、民間事業者の運営が望ましく、市が当該施設を設置する目的が薄らいできたことから、本条例を廃止するものです。

◎ **市が保有している資産について**

令和6年4月1日から民間事業者が管理・運営する予定です。

土地：無償貸付とし、土地使用貸借契約を締結（貸付期間15年間）

建物：無償譲渡とし、不動産贈与契約を締結

備品：無償譲渡とし、動産贈与契約を締結

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和6年4月1日から施行します。